



栃木県公報

平成28年
3月29日(火)
第2770号

目次

告 示

- 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の一部改正..... 329
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 330
- 栃木県土地利用基本計画の一部変更..... 330
- 栃木県自然環境保全地域の指定..... 330
- 栃木県自然環境保全地域に関する保全計画の概要..... 330
- 栃木県自然環境保全地域の特別地区の指定..... 331
- 栃木県自然環境保全地域の野生動植物保護地区の指定..... 331
- 解除予定保安林..... 332
- 農業振興地域の区域の変更..... 332
- 都市計画の変更及び図書の縦覧..... 334
- 道路の区域の変更..... 338
- 道路の供用開始..... 339

訓 令

- 栃木県職員研修規程の一部改正..... 339

公 告

- 平成28年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 340
- 建設業者の監督処分..... 345
- 公共測量の終了..... 346
- 都市計画区域の変更..... 346

監 査 委 員

- 監査の結果に基づく措置状況の公表..... 347

宇都宮市街地開発組合

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定..... 348
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正..... 348

正 誤

- 第2705号中..... 348

告 示

栃木県告示第百六十七号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準（平成二十四年栃木県告示第七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、別表壬生町の項の改正規定、同表塩谷町の項の改正規定及び同表那須町の項の改正規定（「、那須町立高久中学校」を削る部分に限る。）は、同年三月二十九日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

別表壬生町の項中「せせらぎ学園」を「障害者支援施設せせらぎ」に改め、同表塩谷町の項中「塩谷町立船生保育園」を「ふにゅう保育園」に改め、同表那須町の項中「、那須町立高久中学校」を削り、「那須町立伊王野小学校、那須町立美野沢小学校、那須町立芦野小学校、那須町立大島小学校」を「那須町立東陽小学校、

那須町立学びの森小学校」に改め、「那須町立朝日小学校」及び「那須町立芦野保育園」を削る。

(環境保全課)

栃木県告示第百六十八号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部経済流通課の款地域農産物ブランド化支援事業費補助金の項を削る。

(経済流通課)

栃木県告示第169号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成28年3月24日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富一

(地域振興課)

栃木県告示第170号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富一

1 保全区域等

名称	位置	区 域	面積	主要保全対象
小代自然環境保全地域	日光市	日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地

2 保全区域図（省略）

栃木県告示第171号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定に基づき栃木県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

保全計画の概要

名 称	保全すべき優れた自然の特質及び保全に関する基本的事項	保全を図るべき土地の区域の指定
小代自然環境保全地域	<p>自然の特質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本地域は、日光市の南部の行川の左岸に広がる水田地帯に位置する水路である。 <li style="padding-left: 20px;">当該水路には、本県の固有種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種に指定されたシモツケコウホネの群落が形成されている。 <li style="padding-left: 20px;">また、この水路には、本県における保護上の重要種であるマツカサガイが生息している。 <li style="padding-left: 20px;">このように、本地域は、希少な野生動植物の生息・生育地として優れた自然環境が形成されている。 <p>保全に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全域を特別地区に指定し、自然環境の保全及び緑化に関する条例第15条第4項各号に掲げる行為について規制を行うとともに、当該区域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第16条第3項の規定による規制を行う。 ○ 保全施設については、管理上必要となる標識等を設置する。 	<p>全域を特別地区及び野生動植物保護地区とする。</p>

栃木県告示第172号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第1項の規定に基づき小代自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	主要保全対象
小代特別地区	日 光 市	<p>日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷</p> <p>日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路</p>	0.02ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地

2 区域図（省略）

栃木県告示第173号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第16条第1項の規定に基づき小代自然

環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第 2 項において準用する同条例第12条第 5 項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	保護すべき野生動植物の種類
小代野生動植物保護地区	日 光 市	日光市小代字戸鼻576番 1 の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番 1 の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番 1 の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番 1 の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	(植物) シモツケコウホネ (動物) マツカサガイ

2 区域図 (省略)

(自然環境課)

栃木県告示第174号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 解除予定保安林の所在場所

日光市滝ヶ原4628- 1 ・4629- 4 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 解除予定保安林の所在場所

日光市滝ヶ原4629- 1 ・4629- 4 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第175号

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定に基づき公告する。

なお、関係図面は、栃木県農政部農政課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月29日

栃木県知事 福田 富一

1 足利市の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

- (1) 県町のうち字雉子顔の地番277から281、300、301-1、301-2、302から307まで、308-1、308-2、309、430から434、435-1、435-2、436、437-1、439から445まで、447-1、447-2の一部、448-1、448-2の一部、449-1、449-2の一部、450-1、450-2の一部、451-1、451-2の一部、452-1、452-3の一部、453-1、453-2の一部の区域

字米田町の地番233-1、234-1から234-3まで、235-1から235-3まで、236から243まで、247から254まで、255-1から255-3まで、256-1から256-8まで、257-1、257-2、258から275まで、276-1の区域

字鎌田給の地番206、207、208-1から208-3まで、209-1から209-4まで、210-1、210-2、211、212-1から212-3まで、213-1から213-3まで、214-1、214-2、215、216、217-1、217-3、218-1、219、220、221-1から221-3まで、222-1から222-3まで、223から226まで、228、229-1から229-3まで、230-1から230-3まで、231、232-1の区域

字鼓打の地番310の一部、314の一部、315から317まで、318-1の一部、325-1の一部、326、327-1の区域

字壁塗の地番328の区域

字松持の地番350、351-1、352から354まで、355-1、355-2、356から365までの区域

県町の区域で別図の斜線で表示した部分に該当する道路及び水路の土地の区域

- (2) 羽刈町のうち字鳥沼の地番1127から1132まで、1133-1から1133-4まで、1134-1から1134-3まで、1135-1、1135-2、1136、1137、1138-1、1138-2、1139、1140、1141-1、1142-1、1143-1、1143-6、1145、1146-1、1146-2の区域

羽刈町の区域で別図の斜線で表示した部分に該当する道路及び水路の土地の区域

2 野木町の区域のうち次に掲げる区域を農業振興地域から除外する。

- (1) 大字友沼のうち字新橋の地番5520-1、5520-3、5521-1、5521-2、5522-1から5522-4まで、5523-1、5523-2、5524-1、5524-2、5525-1、5525-2、5526-1、5526-2、5527-1、5527-2、5528-1、5528-2、5529-1、5529-2、5530-1、5530-2、5531-1、5531-2、5532-1、5532-2、5533-1、5533-2、5534-1、5534-2、5535-1、5535-2、5536-1、5536-2、5537-1、5537-2、5538-1、5538-2、5539-1、5539-2、5540-1、5540-2、5541-1、5541-2、5542-1、5542-2、5543-1、5543-2、5544-1、5544-2、5545-1、5545-2、5546-1、5546-2、5547-1、5547-2、5548-1、5548-2、5549-1、5549-2、5550-1、5550-2、5551-1、5551-2、5552-1、5552-2、5553-2、5554-2、5555-2、5556-3、5561から5584まで、5585-1、5585-2、5586-1、5586-2、5587-1から5587-3まで、5588-1、5588-2、5589-1、5589-2、5590-1、5590-2、5591-1、5591-2、5592-1、5592-2、5593-1、5593-2、5594-1、5594-2、5595-1、5595-2、5596-1、5596-2、5597-1、5597-2、5598-1、5598-2、5599-1、5599-2、5600-1、5600-2、5601-1、5601-2、5602-1、5602-2、5603-1、5603-2、5604-1、5604-2、5605-1から5605-3まで、5606から5617まで、5623から5633までの区域

大字友沼のうち別図の彩色で表示した法定外公共物等その他の土地の区域

- (2) 大字中谷のうち字栗山裏の地番762-1、762-2、763-1、763-2、764-1、764-2、765-1、765-2、766-1、766-2、767-1、767-2、768-1、768-2、769-1、769-2、770-1、770-2、771-1、771-2、772-1、772-2、773-1、773-2、774-1、774-2、775-1、775-2、776-1、776-2、777-1、777-2、778-1、778-2、779-1、779-2、780-1、780-2、781-1、781-2、782-1、782-2の区域

大字中谷のうち別図の彩色で表示した法定外公共物等その他の土地の区域

- (3) 大字野木のうち字クセの地番1168-2、1170-2の区域

字小新開の地番1194-1、1194-2、1195から1203まで、1204-1、1204-2、1205から1232まで、1233-1、1233-2、1234-2、1234-3、1235-1、1235-2、1236から1247まで、1248-1、1248-2、1249-2、1268-1、1268-5から1268-11まで、1284-2の区域

大字野木のうち別図の彩色で表示した法定外公共物等その他の土地の区域

(農政課)

栃木県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

宇都宮市の行政区域の全域

鹿沼市の行政区域の一部

真岡市の行政区域の全域

上三川町の行政区域の全域

芳賀町の行政区域の全域

壬生町の行政区域の全域

高根沢町の行政区域の全域

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮市都市整備部都市計画課、鹿沼市都市建設部都市計画課、真岡市建設部都市計画課、上三川町都市建設課、芳賀町建設産業部都市計画課、壬生町建設部都市計画課及び高根沢町都市整備課

II

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

足利市の行政区域の全域

佐野市の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、足利市都市建設部都市計画課及び佐野市都市建設部都市計画課

III

1 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

栃木市の行政区域の一部

小山市の行政区域の全域

下野市の行政区域の全域

野木町の行政区域の全域

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木市都市整備部都市計画課、小山市都市整備部都市計画課、下野市建設水道部都市計画課及び野木町産業建設部都市整備課

IV

1 都市計画の種類及び名称

粟野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

鹿沼市の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び鹿沼市都市建設部都市計画課

V

- 1 都市計画の種類及び名称
西方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
栃木市の行政区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び栃木市都市整備部都市計画課

VI

- 1 都市計画の種類及び名称
日光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
日光市の行政区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び日光市建設部都市計画課

VII

- 1 都市計画の種類及び名称
大田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
大田原市の行政区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び大田原市建設部都市計画課

VIII

- 1 都市計画の種類及び名称
矢板都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
矢板市の行政区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び矢板市都市建設課

IX

- 1 都市計画の種類及び名称
那須塩原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
那須塩原市の行政区域の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及び那須塩原市建設部都市計画課

X

- 1 都市計画の種類及び名称
さくら都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
さくら市の行政区域の全域
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課及びさくら市建設部都市整備課

XI

- 1 都市計画の種類及び名称
那須烏山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

那須烏山市の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び那須烏山市都市建設課

XII

1 都市計画の種類及び名称

益子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

益子町の行政区域の全域

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び益子町産業建設部建設課

XIII

1 都市計画の種類及び名称

茂木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

茂木町の行政区域の全域

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び茂木町建設課

XIV

1 都市計画の種類及び名称

市貝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

市貝町の行政区域の全域

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び市貝町建設課

XV

1 都市計画の種類及び名称

塩谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

塩谷町の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び塩谷町建設水道課

XVI

1 都市計画の種類及び名称

那須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

那須町の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び那須町建設課

XVII

1 都市計画の種類及び名称

那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

那珂川町の行政区域の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び那珂川町建設課

XVIII

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

宇都宮市中里町、冬室町、関白町、宮山田町、今里町、松田新田町、上田町、金田町、免ノ内町、高松町、松風台、上小倉町、下小倉町及び芦沼町の全部

削除する部分

下野市石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、大光寺一丁目、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木三丁目、上古山、下古山、下長田、上台、細谷、橋本、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目、文教一丁目、文教二丁目及び文教三丁目の全部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び宇都宮市都市整備部都市計画課

XIX

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

足利市県町及び羽刈町の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び足利市都市建設部都市計画課

XX

1 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

下野市石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、大光寺一丁目、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木三丁目、上古山、下古山、下長田、上台、細谷、橋本、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目、文教一丁目、文教二丁目及び文教三丁目の全部

変更する部分

野木町大字友沼、大字野木及び大字中谷の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、下野市建設水道部都市計画課及び野木町産業建設部都市整備課

XXI

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画道路3・4・4号真岡壬生線、3・4・911号真岡壬生線、3・3・901号おもちゃのまち下古山線、3・4・707号石橋駅東通り及び3・6・701号昭和通り

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

壬生町大師町、通町、本丸一丁目、大字壬生甲、大字壬生乙及び大字藤井の各一部

削除する部分

下野市石橋、下石橋、中大領、東前原、大光寺一丁目、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、上古山、下古山、細谷、下古山二丁目及び文教一丁目の各一部並びに壬生町大師町、通町、本丸一丁目、大字壬生甲、大字壬生乙及び大字藤井の各一部

変更する部分

真岡市荒町の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、真岡市建設部都市計画課、下野市建設水道部都市計画課、上三川町都市建設課及び壬生町建設部都市計画課

XVII

- 1 都市計画の種類及び名称
 小山栃木都市計画道路3・4・803号真岡壬生線、3・4・804号おもちゃのまち下古山線、3・6・801号昭和通り、3・4・807号文教通り、3・4・809号こやま通り及び3・4・810号入野谷通り
- 2 都市計画を定める土地の区域
 追加する部分
 下野市石橋、下石橋、中大領、東前原、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、上古山、下古山及び細谷の各一部
 変更する部分
 下野市石橋、下石橋、中大領、下大領、大松山一丁目、花の木二丁目、上古山、下古山、文教一丁目、文教二丁目及び文教三丁目の各一部
- 3 縦覧場所
 栃木県県土整備部都市計画課及び下野市建設水道部都市計画課

XVIII

- 1 都市計画の種類及び名称
 宇都宮都市計画及び小山栃木都市計画鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 変更する部分
 下野市祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、大光寺一丁目、花の木一丁目、花の木三丁目、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目、文教一丁目、文教二丁目、文教三丁目、駅東一丁目、駅東二丁目、駅東三丁目、駅東四丁目、駅東五丁目、駅東六丁目、駅東七丁目、医大前一丁目、医大前二丁目、医大前四丁目、烏ヶ森一丁目、烏ヶ森二丁目、小金井一丁目、小金井二丁目、小金井三丁目、小金井四丁目、小金井五丁目及び小金井六丁目の全部並びに薬師寺、田中、仁良川、緑二丁目、下坪山、石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木二丁目、上古山、下古山、小金井、川中子及び柴の各一部
- 3 縦覧場所
 栃木県県土整備部都市計画課及び下野市建設水道部都市計画課

(都市計画課)

栃木県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月29日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	日光市板橋字東原3174-1 から 日光市板橋字東原3198-23まで	29.7～46.0	93.5	
	後	日光市板橋字東原3174-1 から 日光市板橋字東原3198-23まで	28.9～42.8	93.5	

II

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 佐野田沼線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
16	前	佐野市堀米町字安良町下南22-1 から 佐野市堀米町字安良町下南22-1 まで	20.7 ~ 21.2	17.3	
	後	佐野市堀米町字安良町下南22-1 から 佐野市堀米町字安良町下南22-1 まで	20.7 ~ 22.5	17.3	

III

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 黒磯黒羽線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
34	前	大田原市中野内字大塚1328-2 地先から 大田原市中野内字松林992地先まで	8.5 ~ 10.0	180.7	
	後	大田原市中野内字大塚1328-2 地先から 大田原市中野内字松林992地先まで	13.3 ~ 18.2	180.7	

栃木県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年3月29日から同年4月27日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
34	主要地方道 黒磯黒羽線	大田原市中野内字大塚1328-2 地先から 大田原市中野内字松林992地先まで	平成28年3月29日

(道路保全課)

訓 令

栃木県訓令第1号

本 行
出先機関

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令

栃木県職員研修規程（平成九年栃木県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項を次のように改める。

4 特別研修は、行政を取り巻く環境の変化に対応できる能力を向上させるため、人事課長が別に定める区分により実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人事課)

公 告

○平成28年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成28年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第9条の規定により公告する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程（委託コース）
- 2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	訓練科名	定員(人)	対象者
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	福祉サービス・介護事務科	15	若年者等
			20	離転職者
		OA経理事務科	20×2	離転職者
		ITスペシャリスト科	20	離転職者
		介護職員初任者研修科	20×2	離転職者
		医療事務・調剤事務科	15	離転職者
			5	ひとり親家庭の父母等
		OA事務科	20×2	離転職者
		インテリアCAD科	15	離転職者
IT基礎知識資格取得科	20	離転職者		
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	福祉サービス科	20	離転職者
		OA総務事務科	20	離転職者
		福祉サービス・介護事務科	20	若年者等
		医療事務・調剤事務科	15	離転職者
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	福祉サービス科	20×2	離転職者
		OA経理事務科（上級）	20	離転職者
		Web事務科	20	離転職者
		宅建ビジネス科	20	離転職者
		OA経理事務科	15	離転職者

		5	ひとり親家庭の父母等
	医療事務・調剤事務科	20	離転職者
	OA経理事務科	20	若年者等

注) 全ての訓練科について専修学校等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓練科名	訓練期間	入校月	対象者
福祉サービス・介護事務科	4か月	6月、8月	若年者等
	3か月	8月	離転職者
OA経理事務科	3か月	6月、8月	離転職者
		8月	ひとり親家庭の父母等
ITスペシャリスト科	9か月	6月	離転職者
介護職員初任者研修科	2か月	7月、9月	離転職者
医療事務・調剤事務科	3か月	7月、9月	離転職者
		7月	ひとり親家庭の父母等
OA事務科	3か月	7月、9月	離転職者
インテリアCAD科	3か月	8月	離転職者
IT基礎知識資格取得科	6か月	9月	離転職者
福祉サービス科	3か月	6月、8月	離転職者
OA総務事務科	3か月	7月	離転職者
OA経理事務科(上級)	6か月	6月	離転職者
Web事務科	3か月	7月	離転職者
宅建ビジネス科	3か月	7月	離転職者
OA経理実務科	4か月	9月	若年者等

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	募集期間	応募方法
福祉サービス・介護事務科	平成28年4月1日(金)から同月28日(木)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校を希望する産業技術専門校に入校願書を提出する。
	平成28年6月1日(水)から同月30日(木)まで	
OA経理事務科	平成28年4月1日(金)から同月28日(木)まで	
ITスペシャリスト科	平成28年4月1日(金)から同月28日(木)まで	
介護職員初任者研修科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで	
	平成28年7月1日(金)から同月29日(金)まで	

医療事務・調剤事務科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで
	平成28年7月1日(金)から同月29日(金)まで
OA事務科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで
	平成28年7月1日(金)から同月29日(金)まで
インテリアCAD科	平成28年6月1日(水)から同月30日(木)まで
OA経理事務科	平成28年6月1日(水)から同月30日(木)まで
IT基礎知識資格取得科	平成28年7月1日(金)から同月29日(金)まで
福祉サービス科	平成28年4月1日(金)から同月28日(木)まで
	平成28年6月1日(水)から同月30日(木)まで
OA総務事務科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで
OA経理事務科(上級)	平成28年4月1日(金)から同月28日(木)まで
Web事務科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで
宅建ビジネス科	平成28年5月2日(月)から同月31日(火)まで
OA経理実務科	平成28年7月1日(金)から同月29日(金)まで

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓練科名	選考日
福祉サービス・介護事務科	5月16日(月)
	7月14日(木)
	7月15日(金)
OA経理事務科	5月16日(月)
	7月15日(金)
ITスペシャリスト科	5月17日(火)
介護職員初任者研修科	6月13日(月)
	8月15日(月)
医療事務・調剤事務科	6月13日(月)
	8月17日(水)
OA事務科	6月14日(火)
	8月16日(火)
インテリアCAD科	7月14日(木)
IT基礎知識資格取得科	8月15日(月)
福祉サービス科	5月16日(月)
	7月14日(木)
OA総務事務科	6月13日(月)

OA経理事務科（上級）	5月17日（火）
Web事務科	6月13日（月）
宅建ビジネス科	6月14日（火）
OA経理実務科	8月18日（木）

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問合せ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

II

1 募集する訓練課程

普通職業訓練 短期課程（委託コース）

2 募集予定人員

産業技術専門校名	所 在 地 等	訓 練 科 名	定員（人）
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6380	パソコン科（身体・精神障害者向け）	5
		基礎訓練科（知的・精神障害者向け）	5
		就労準備科（発達障害者向け）	5
		パソコン・CAD基礎科（身体・精神障害者向け）	5
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	清掃実務科（知的・精神障害者向け）	5
		基礎訓練科（知的・精神障害者向け）	5
		パソコン科（身体・精神障害者向け）	5
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	パソコン科（身体・精神障害者向け）	5
		基礎訓練科（知的・精神障害者向け）	5
		清掃実務科（知的障害者向け）	5
県央、県北及び県南産業技術専門校		事業主委託訓練（障害者向け）	15

注）全ての訓練科について社会福祉法人等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

訓 練 科 名	訓 練 期 間	入 校 月	応 募 資 格
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央）	2 か月	5 月	職業を転換しようとする者、 その他新たな職業に就こうとする者
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央）		7 月	
就労準備科（発達障害者向け）（県央）		9 月	
パソコン・CAD基礎科（身体・精神障害者向け）（県央）		10月	
清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）		7 月	
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）		8 月	
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）		10月	
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）		8 月	
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県南）		9 月	
清掃実務科（知的障害者向け）（県南）		10月	
事業主委託訓練（障害者向け）	1～3 か月	随時	

4 募集期間及び応募方法

訓 練 科 名	募 集 期 間	応 募 方 法
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央）	平成28年4月1日（金）から 同月28日（木）まで	最寄りの公共職業安定 所に求職の申し込みを し、入校を希望する産 業技術専門校に入校願 書を提出する。
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央）	平成28年6月1日（水）から 同月30日（木）まで	
就労準備科（発達障害者向け）（県央）	平成28年7月1日（金）から 同月29日（金）まで	
パソコン・CAD基礎科（身体・精神障害者向け）（県央）	平成28年9月1日（木）から 同月30日（金）まで	
清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）	平成28年5月9日（月）から 同年6月7日（火）まで	
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）	平成28年6月6日（月）から 同年7月4日（月）まで	
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）	平成28年8月10日（水）から 同年9月9日（金）まで	
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）	平成28年6月1日（水）から 同月30日（木）まで	
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県南）	平成28年7月1日（金）から 同月29日（金）まで	
清掃実務科（知的障害者向け）（県南）	平成28年8月17日（水）から 同年9月16日（金）まで	
事業主委託訓練（障害者向け）	随時	

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓 練 科 名	選 考 日
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県央）	平成28年5月9日（月）
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県央）	平成28年7月12日（火）
就労準備科（発達障害者向け）（県央）	平成28年8月17日（水）
パソコン・CAD基礎科（身体・精神障害者向け）（県央）	平成28年10月11日（火）
清掃実務科（知的・精神障害者向け）（県北）	平成28年6月15日（水）
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県北）	平成28年7月12日（火）
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県北）	平成28年9月21日（水）
パソコン科（身体・精神障害者向け）（県南）	平成28年7月20日（水）
基礎訓練科（知的・精神障害者向け）（県南）	平成28年8月18日（木）
清掃実務科（知的障害者向け）（県南）	平成28年10月6日（木）
事業主委託訓練（障害者向け）	随時

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問合せ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

（労働政策課）

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

1 処分をした年月日

平成28年3月22日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社弘矢建設

宇都宮市下金井町917番地11

代表取締役 和久 美帆
栃木県知事許可（般-27）第22223号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

平成28年3月30日から同年4月5日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社弘矢建設及び同社の元役員2名が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成23年3月29日、宇都宮地方裁判所において、同社を罰金160万円に、同社の元役員2名をそれぞれ懲役1年執行猶予3年及び罰金50万円に処する旨の判決を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

○公共測量の終了

平成27年10月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

1 作業種類

空中写真測量

2 作業地域

大谷川流域（中禅寺湖直下流（中宮祠）から鬼怒川合流点（町谷）まで）

3 作業期間

平成27年8月21日から平成28年3月11日まで

（監理課）

○都市計画区域の変更

都市計画区域を次のとおり変更するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 変更に係る都市計画区域の名称

宇都宮都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

下野市石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、大光寺一丁目、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木三丁目、上古山、下古山、下長田、上台、細谷、橋本、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目、文教一丁目、文教二丁目及び文教三丁目の全部

II

1 変更に係る都市計画区域の名称

宇都宮都市計画区域

（宇都宮都市計画区域と上河内都市計画区域を一の都市計画区域とし、宇都宮都市計画区域とする。）

2 変更に係る土地の区域

宇都宮市、真岡市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町の全域並びに鹿沼市御成橋町1丁目、御成橋町2丁目、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、久保町、銀座1丁目、銀座2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、寺町、蓬萊町、三幸町、鳥居跡町、万町、文化橋町、朝日町、上田町、末広町、東末広町、中田町、下横町、下田町1丁目、下田町2丁目、貝島町、上野町、府所町、府中町、府所本町、西鹿沼町、日吉町、花岡町、坂田山1丁目、坂田山2丁目、坂田山3丁目、坂田山4丁目、玉田町、見野、下遠部、富岡、武子、下武子町、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪、千渡、酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、村井町、上殿町、縦山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町、下奈良部町、上奈良部町、みなみ町、上石川、茂呂、白桑田、深津、下石川、池ノ森、さつき町、晃望台、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、流通センター、松原1丁目、松原2丁目、松原3丁目、松原4丁目、西茂呂1丁目、西茂呂2丁目、西茂呂3丁目、西茂呂4丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、楡木町、磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町、藤江町、南上野町及び大和田町の全部

Ⅲ

1 変更に係る都市計画区域の名称

小山栃木都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画に含まれる土地の区域

下野市石橋、下石橋、上大領、中大領、下大領、東前原、大光寺一丁目、大光寺二丁目、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木三丁目、上古山、下古山、下長田、上台、細谷、橋本、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目、文教一丁目、文教二丁目及び文教三丁目の全部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

栃木県監査委員	阿	部	寿	一
同	金	子		裕
同	金	井	弘	行
同	石	崎		均

監査の結果の措置状況

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
産業技術センター（「繊維技術支援センター・県南技術支援センター・紬織物技術支援センター・窯業技術支援センター」を含む。）	平成27年11月20日	委託事務のうち、産業技術センター運営費に係る特殊ガス設備保守点検業務委託の設計積算において、交換部品の計上数量を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件738千円あった。	設計積算に当たっては、委託業務遂行上必要な交換部品点数の把握を充分に行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合規則第一号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

宇都宮市街地開発組合長 福田 富一

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、それらの長又はその職員で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定により規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

組合長	組合長が任命する職員
議会の議長	議長が任命する職員

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宇都宮市街地開発組合規則第二号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

宇都宮市街地開発組合長 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（平成十三年宇都宮市街地開発組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表次長の項中「二十五万七千円」を「二十六万七千円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成27年 第2705号	722	下から17	佐野市堀米町1728番地	佐野市堀米町1728番地
	726	下から12	佐野市堀米町1728番地	佐野市堀米町1728番地